

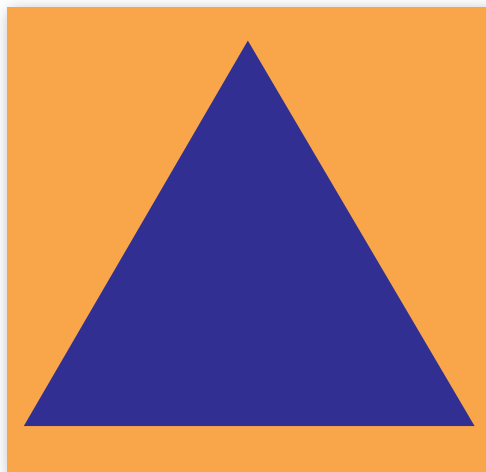
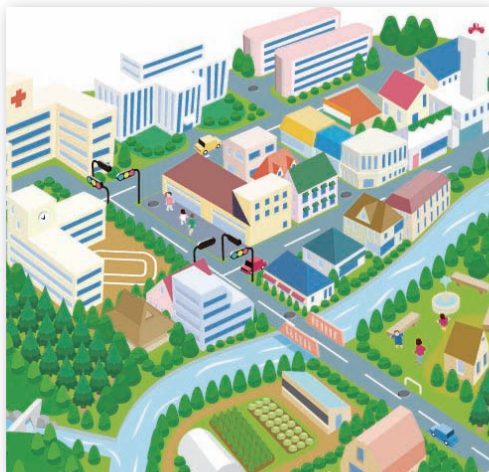
大田区国民保護計画

概要版



万が一、武力攻撃事態等が発生した際に、区が迅速・的確に国民保護措置を実施するため、大田区国民保護計画を策定しました。

この冊子は、区民の皆さんに国民保護について理解していただき、そのような事態に適切に行動していただくために作成しました。



大田区

① 大田区国民保護計画とは

この計画は、**外国からの武力攻撃や大規模テロ等**が起こった場合に、区民の皆さんの生命、身体及び財産を保護するため、あらかじめ定めるものです。区は、国民保護協議会（関係機関・公共事業者・有識者等で構成）や区民の皆さんの意見を踏まえ、平成19年2月に作成（平成29年2月に変更）しました。作成にあたって次の点に留意しています。

- ❖ 国の基本方針、東京都の計画を基本
- ❖ 区の特性、実効性に配慮した計画
- ❖ 災害対策等のしくみを最大限に活用

～大田区国民保護計画の構成～

大田区国民保護計画

第1章 総論

国民保護措置を行う上での基本方針9項目（次ページ参照）などを決めました。

第2章 平素からの備え

区の体制や避難誘導・救援に必要な備えなどを決めました。

第3章 武力攻撃事態等への対処

皆さんに安全な場所に避難していただくため、警報の伝達、避難誘導や避難所での救援、応急措置などを決めました。

第4章 復旧等

被害の応急復旧やその後の本格復旧、要請に基づいて協力した際等の損失補償や損害補償について決めました。

第5章 大規模テロへの対処

世界の大都市でテロが発生している状況を踏まえ、都や警察などの関係機関と連携した対応強化に重点を置きました。

② 想定する事態類型と基本方針

国の基本指針で示す8類型を想定します。

9つの方針に基づいて措置を行います。

事態	事態類型
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
大規模テロ等 (緊急対処事態)	①危険物質を有する施設への攻撃 (ガス貯蔵施設等) ②大規模集客施設等への攻撃 (駅、列車、空港等) ③大量殺傷物質による攻撃 (炭疽菌、サリン等) ④交通機関を破壊手段とした攻撃 (航空機による自爆テロ等)

※想定する8つの事態において、NBC攻撃も考慮しています。

N：核（物質） Nuclear
 B：生物剤 Biological
 C：化学剤 Chemical

基本方針
基本的人権の尊重
国民の権利利益の迅速な救済
国民に対する情報提供
関係機関相互の連携協力の確保
国民の協力
高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
国民保護措置に従事する者等の安全の確保
外国人への国民保護措置の適用

③ 平素からの備え

区は、緊急時に避難や救援などの国民保護措置を実施するため、平素から準備します。

組織・体制の整備

- ▶ 区職員の参集基準などを定めます。
- ▶ 都、近接区市、警察・消防等関係機関との連携協力関係を確保します。
- ▶ 情報収集・提供を確実にを行うため、情報通信体制を整備します。

避難、救援、武力攻撃災害への対処への備え

- ▶ 関係機関と緊密な意見交換を行い、要配慮者に配慮した複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。
- ▶ 都が中心で行う救援に協力するため、都と区の役割分担を明らかにします。
- ▶ 避難住民の移動や物資の運送を行うため、運送事業者に関する情報を都と共有します。

物資・資材の備蓄

- ▶ 原則として、災害対策用の備蓄を活用します。

啓発

- ▶ 広報紙、パンフレット、インターネット等を活用し、国民保護について住民・地域の団体・事業者などに啓発を行います。

4 警報の伝達・避難誘導

区は、サイレン・防災行政無線・テレビ・ラジオ・区民安全・安心メールサービス等を通じて速やかに警報を伝えます。

警報が発令されたら??

武力攻撃や大規模テロなどが迫りまたは発生した地域には、区から防災行政無線のサイレンなどを使用して皆さんに注意を呼びかけます。

そして、テレビ、ラジオの放送、区民安全・安心メールサービスや広報車などを通して、どのようなことがどこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、皆さんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

災害の兆候や不審物を見つけたら?

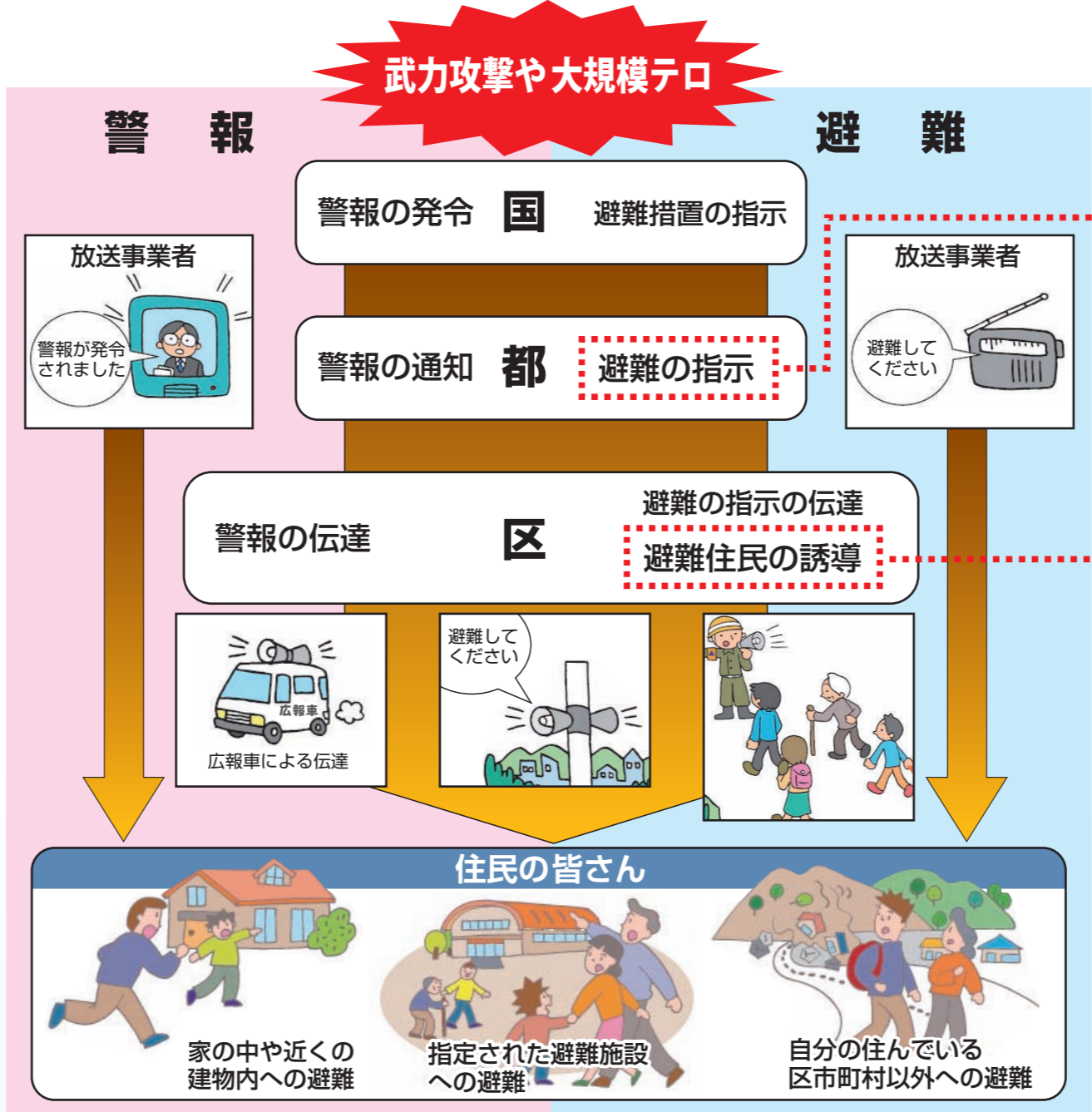
区役所、警察署、消防署、海上保安部に連絡をお願いします。

【電話】 警察：110番 消防：119番
海上保安庁
(海上での事件・事故)：118番

区民安全・安心メールサービス

大田区では、防災・防犯情報、気象情報、地震情報、水防情報、防災無線情報を受信できる「区民安全・安心メールサービス」を行っています。

<http://anzen.city.ota.tokyo.jp>



《避難の指示の例》

都知事
○月○日○時

都においては、○日○時に国の対策本部から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、下記の掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

記

1 大田区AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。

- ① 運送手段及び避難経路
国道○○号によりバス(○○会社、○○台確保の予定)
○○駅より○○鉄道(○○行○○両編成、○便予定)
- ② ○時から○時まで、国道○号及び都道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)
- ③ 細部については、大田区の避難実施要領による。
- ④ 大田区職員の誘導に従って避難する。

・・・以下省略・・・

区は、都知事が出す避難の指示に基づき、警察・消防等と連携して避難誘導を行います

避難誘導の実施

区長は、都知事が出す避難の指示を受けて避難実施要領を作成し、避難誘導を実施します。

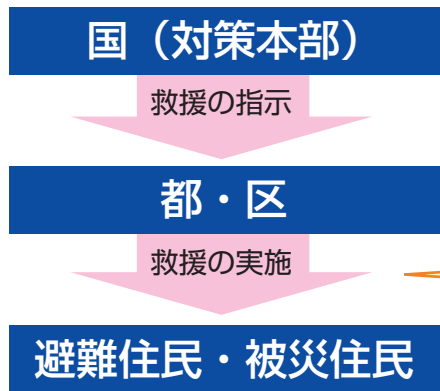
避難実施要領で定める項目(抜粋)

- ・要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・避難先
- ・集合時間、集合場所
- ・避難の手段及び避難の経路
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ・要避難地域における残留者の確認
- ・避難誘導中の食料等の支援
- ・避難住民の携行品、服装
- ・避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

	避難の仕方	想定する事態
突発的に事態が生じた場合	直ちに家の中や近くの建物内へ避難し、事態の推移に応じて安全な地域に避難	・ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ・弾道ミサイル攻撃 ・航空攻撃 ・大規模テロ等
避難準備の時間的余裕がある場合	指示された避難場所に計画的に避難	着上陸侵攻

⑤ 避難住民等の救援

区と都は協力して、避難した住民の皆さんの生活のための救援を実施します。
また、安否情報を収集し、皆さんに提供します。



- 土石、竹木等の除去
- 学用品の供与
- 医療の提供
- 食品・飲料水・生活必需品の提供
- 避難施設の提供



安否情報の収集・提供

個人情報の保護に配慮しつつ、国、都、区が連携して、安否情報の収集や整理、回答を行います。



※外国人の安否情報は日本赤十字社も収集・提供を行います。（区は収集に協力）

※区が行う国民保護措置の
対象者は、通勤・通学者や
観光で訪れている外国人
などを含め、区内に居住・
滞在する全ての方です。

⑥ 武力攻撃に伴う被害の最小化

区は、国や都、施設管理者等と連携協力して、武力攻撃等に伴う被害をできるだけ小さくするために、次の措置等を行います。

毒物、劇物等の取扱所での
製造等の禁止・
制限など

警戒区域の設定により、
立入りを一時制限し、
住民の危険を防止

⑦ 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

大規模テロ等に対処するため、区は平素から初動対応力の強化や危機情報の収集や警戒などに取り組みます。また、テロ等が発生したときは直ちに国、都、警察・消防等関係機関と連携協力し、住民の避難や救援など必要な措置を行います。

平素からの取り組み

▶ 初動対応力の強化

- ・「地域版パートナーシップ」を活用し、警察署をはじめとする関係機関と連携して協働対応体制等の強化を図ります。
- ・不特定多数の人々に警報等を速やかに伝達できるよう、情報伝達手段の確保に努めます。
- ・不審物等を発見した場合の通報の方法などについて、啓発資料等を活用して住民への周知を図ります。

▶ 危機情報の収集、警戒

- ・テロ等の兆候や危機情報の把握に努めます。
- ・テロの発生に備える必要があると判断した場合は、区が管理する施設の警戒対応を強化し、大規模集客施設・ライフライン施設等に対しても警戒対応の強化を要請します。

発生時の対応

▶ 関係機関との連携協力、応急措置

- ・必要に応じて発生現場に現地連絡調整所を設置し、被害状況や関係機関の活動状況を把握、各機関との情報共有などを行います。
- ・応急措置として、被災者の救援、避難誘導、警戒区域の設定・周知、警戒対応の継続・強化等を行います。

避難の例示（屋外で突発的に化学剤を散布するテロが生じた場合）



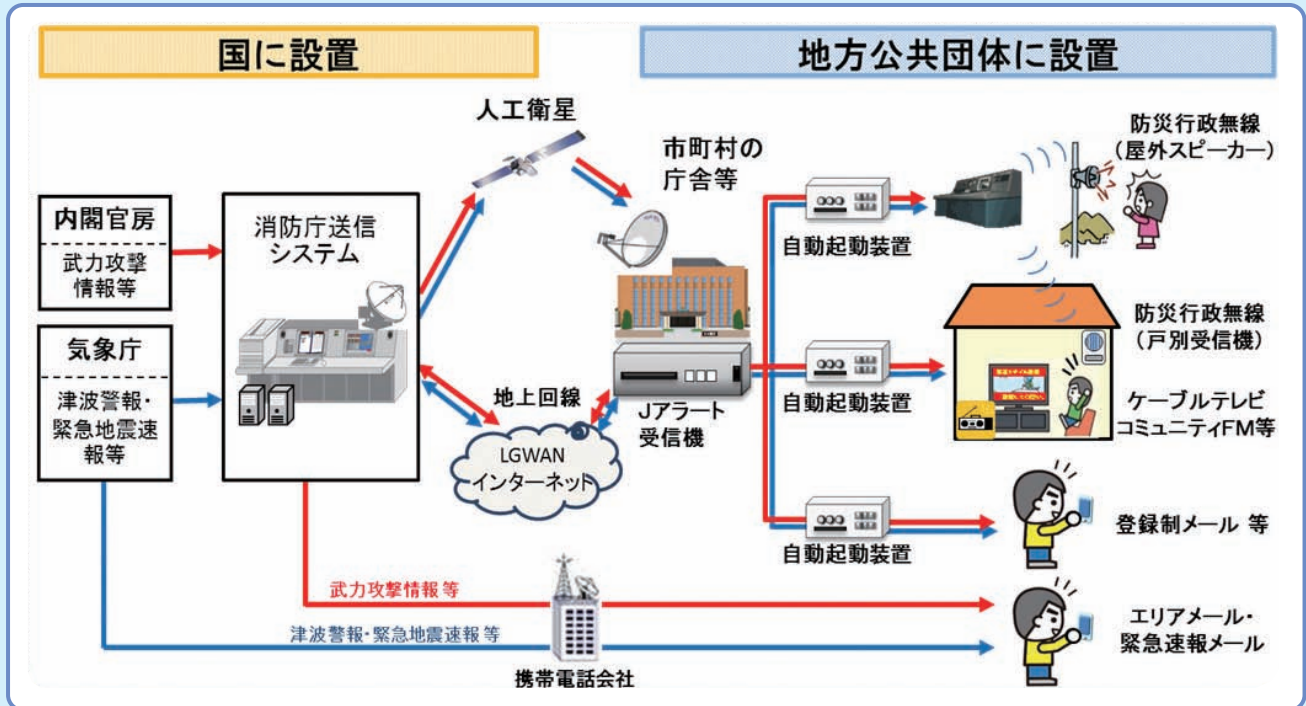
※大規模集客施設内で発生した場合は、施設外へ避難してください。

参考

Jアラートの概要

● 全国瞬時警報システム(Jアラート)とは

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。



大田区国民保護計画の閲覧は

- 区政情報コーナー (区役所本庁舎2階)
- 特別出張所
- 区立図書館
- 大田区のホームページ

<http://www.city.ota.tokyo.jp/>

国民保護の仕組みに関する詳しい情報は

- 国民保護ポータルサイト (内閣官房)
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
国民保護に係るサイレン音が視聴できます。
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

連絡先

大田区総務部防災危機管理課 生活安全・危機管理担当
(区役所本庁舎5階)

電話：03-5744-1634 FAX：03-5744-1519